



QCBS方式の見積価格下限撤廃に伴う 低見積価格調査の導入について

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

2025年12月25日

説明内容

- 1 背景・目的
- 2 概要（全体像）
- 3 導入後の交渉順位1位の決定の流れ
- 4 調査基準価格とは
- 5 低見積価格調査の調査項目
- 6 調査に追加で必要な資料
- 7 価格点の算定方法の変更（技術評価について）
- 8 関連ガイドライン・様式の改訂について
- 9 導入スケジュール

1 背景・目的①

企画競争（QCBS方式）によるコンサルタント等の選定について

【2023年1月以降の公示より】

- 価格評価方法を見直して上限額を提示
- 上限額の80%を下回る見積はどれだけ安価でも価格点が有利にならない
→ディスインセンティブによる実質的な下限の設定

【会計検査院の指摘】

- 上限額の80%未満の見積価格が一律になるのはダンピングに当たる
- 上限額の提示により、上限額の80%に見積価格が誘導される
→価格面での競争環境が十分に機能していない

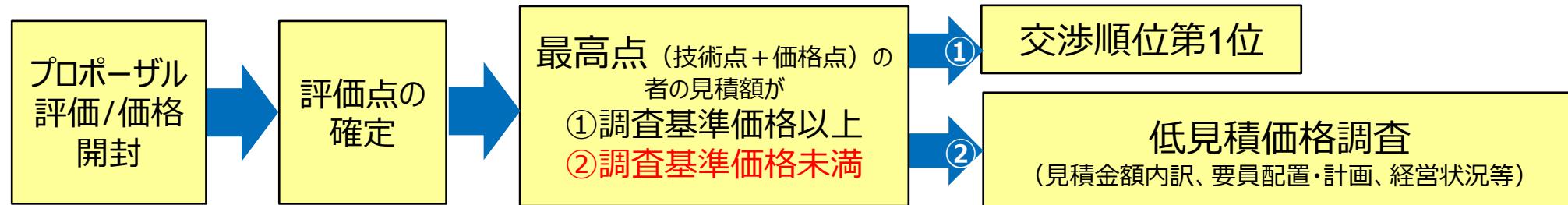
これを受け、公正な競争を妨げるような不當に低い見積価格提案の回避、かつ、事業の品質確保のため、低見積価格の調査の導入を実施する。

1 背景・目的②

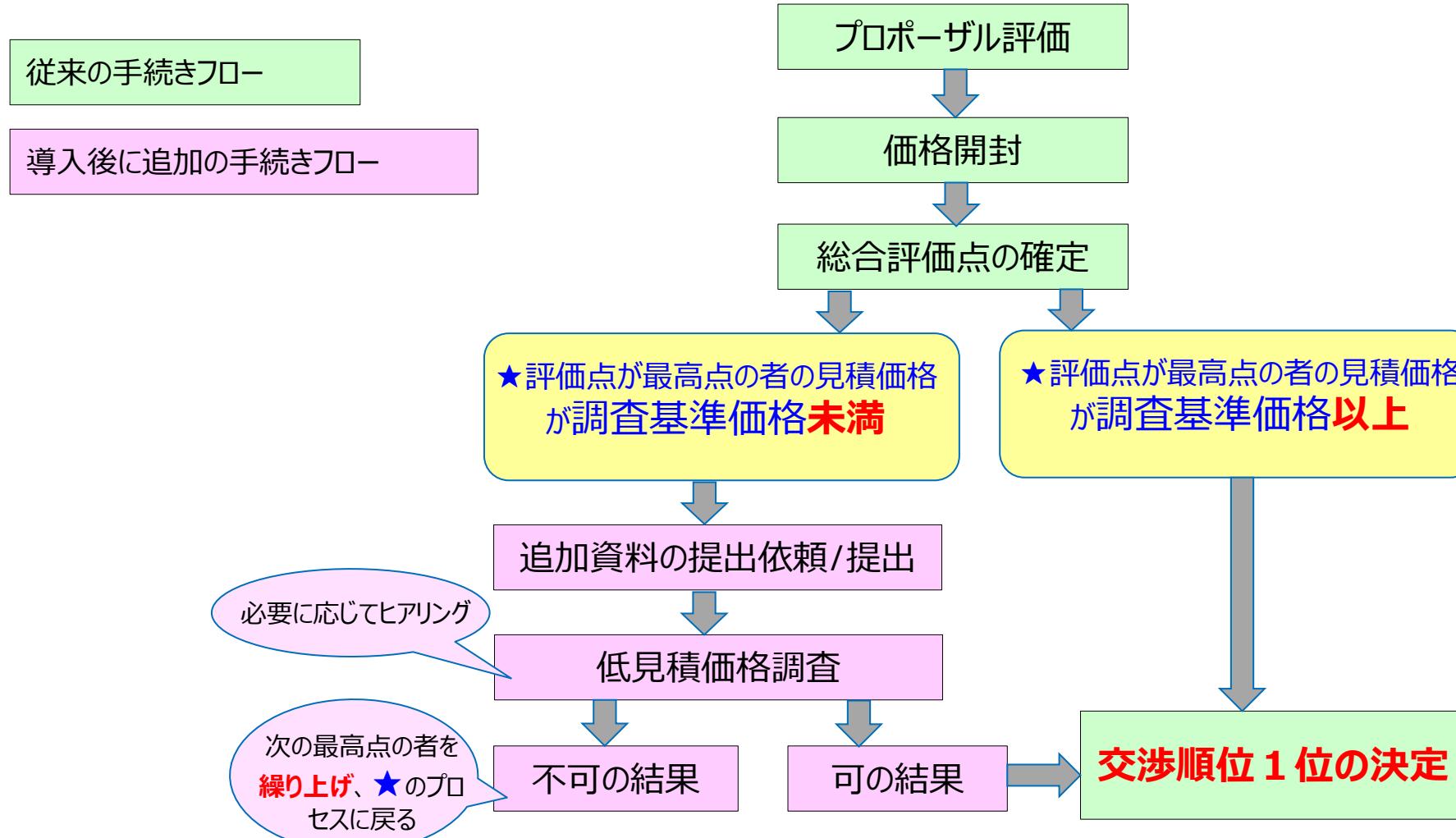
- 会計検査院からの指摘を受け、より良い技術提案を実行するために適正な価格になっているかの確認（低見積価格調査）を行うもの。
- **質を重視**することから、ダンピング防止のため、技術評価において差の出るようにメリハリのある評価を実施する。

2 概要（全体像）

1. 対象：QCBS全案件
2. 調査の内容：見積額が調査基準価格より低い場合、その価格の根拠を調査した上で業務の履行が適正になされるかどうかを調査
3. 追加資料の提出：低見積価格調査を行うために、調査基準価格より低い価格の者に対して提出を要求
4. 調査基準価格は案件ごとに設定



3 導入後の交渉順位1位の決定の流れ（手続きフロー）



4 調査基準価格とは

- ✓ 応募者が提出する価格が適正であるかどうかを判断するための基準で、これにより、**過度に低い見積価格を防ぎ、適切な品質の履行を確保することが目的。**
 - ✓ 調査基準価格を下回る応募者に対して、価格の妥当性を調査し、適切な履行が可能かどうかを判断する。
 - ✓ 案件の上限額を元に、国土交通省の基準を参考にJICA独自の算出根拠を用いて調査基準価格を設定する。（公示前に設定）
 - ✓ 調査基準価格及びその算出基準は公表しない。（事後も公開しない）
- ※上限額は従来どおり企画説明書で提示する。

5 低見積価格調査の調査項目

総合評価点の最高点の者の見積が調査基準価格未満の場合に実施

	調査項目	確認内容
1. 低価格で積算されている事項とその理由	報酬、直接経費が適切に確保されているか。	業務内容に対応した費用が計上されているか。（JICAが示す上限額を大幅に下回った費用についてはその理由が明確であるか）
2. 報酬額の妥当性	配置予定業務従事者への適正な報酬が確保されているか。	業務内容に応じて、各々の業務従事者に必要な報酬単価を確保しているか。 (JICAの標準報酬単価を下回っていても理由が明確であるか)
3. 人月・配置計画の妥当性	配置予定業務従事者の人月・配置計画が適正であるか。	業務内容に応じて、必要人月を確保している又配置計画が適切であるか。（JICAが想定する業務量の目途を下回っていても理由が明確であるか）
4. 品質管理体制	品質管理体制が確保されているか	○ISO9001等の品質保証システム、または品質管理のバックアップ体制が具体的に確保されているか
5. 財務状況	過去3年間の経営状況に問題ないか	

6 調査に追加で必要な資料

- ✓ 調査基準価格未満の応募者に対し、以下の追加資料の提出を求め調査・確認
- ✓ 提出期限までに提出がない場合、又は提出資料に不備がある場合は失格

追加資料	備考
①理由書（当該価格で見積りした理由）	追加
②見積書・見積詳細内訳書	提出タイミングの変更（従来は交渉順位決定後に提出していたもの）
③見積根拠資料（単価が10万円未満の場合は省略可）	追加
④人月・要員配置計画	追加
⑤品質確保体制に関する説明	追加提出不要（プロポーザル中で追記を想定）
⑥直近3年の経営状況に関する資料（決算書類）	追加

7 技術評価について

QCBSは企画競争であり、提案、質を重視するのはこれまでどおり。その点を踏まえ、技術点で差が出るようにメリハリのある配点・評価を実施。
→2023年10月から各種施策を導入してきているが、以下の通り着実に成果が出てきている（データはQCBSのみ）。

«1位と2位の点差比較»

	平均点差
施策導入前（2022年4月～2023年9月）	2.75
施策導入後（評価項目の統合整理、配点見直し） (2023年10月～2024年9月)	2.98
技術評価配点再見直し後（2024年10月～2025年6月）	3.60
内部向け再周知後（2025年7月～2025年8月）	4.80

8 関連ガイドライン・様式の改訂について

変更内容新旧対比表

修正GL等	変更前	変更後
プロポーザル作成ガイドライン	<p>別添資料8：業務実施契約及び業務実施契約（単独型／現地滞在型）におけるプロポーザルに記載する事項と分量</p> <p>別添資料11：業務実施契約（単独型／現地滞在型）公示にかかる競争手続き</p> <p>別添資料12 「1.競争参加資格」 「2.評価結果の公表」</p> <p>様式2－1 業務実施契約用チェックリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式2－2 業務実施契約（単独型/現地滞在型）用チェックリスト ・本文P.19単独型の「補強に係る同意書」 <p>・様式4－0：提案リスト「業務実施契約（単独型／現地滞在型）作成不要</p> <p>・本文P.19 2. 簡易プロポーザル作成に当たっての留意事項（2）簡易プロポーザルの体裁等</p> <p>様式8：競争参加資格審査申請書（個人コンサルタントのみ）</p>	<p>業務実施契約、単独型/現地滞在型について一覧表を追記。</p> <p>業務実施契約の一覧に詳細を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添資料8の対応に合わせて【必須提出書類】文章削除 ・プレゼンテーションは公示に記載した日時に、Microsoft-Teamsを使用する旨追記 <p>別添資料12 「1.競争参加資格」 「2.低見積価格調査の実施」追記 「3.評価結果の公表」</p> <p>若手育成加点に関する確認事項 追記</p> <p>「補強に係る同意書」欄削除</p> <p>削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特にプロポーザルにて提案を求める事項」の記載がある公示について、提出を求める ・提案リスト作成について追記 <p>削除。（個人の競争参加資格審査はなくなったため。）</p> <p>【第2部】IX.QCBS方式-ランプサム契約 1. 見積書作成に係る留意事項（2）低見積価格調査の実施：追記</p>
経理処理ガイドライン	-	

※ 企画競争説明書（QCBS方式）においても、見積額では契約に適合した業務が実施されない恐れがあると判断された場合は、低価格調査を実施する旨追記します。 10

9 導入スケジュール

2025年12月

- ・関連ガイドライン・様式の改正
- ・説明会実施

2026年1月上旬

- ・導入お知らせ／関連ガイドライン等のウェブサイト掲載

2026年1月28日公示分から導入

ありがとうございました

